

令和 7 年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業 企画運営業務に係る企画提案要領

1. 業務の名称

令和 7 年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業企画運営業務
(以下、「業務」という。)

2. 目的・業務内容

別添「仕様書」のとおり

3. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4. 委託限度額

5, 0 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

5. 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

6. 応募資格

次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 1 1 年法律 2 2 5 号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 国内に事業所を置く事業者であること。
- (9) 当該委託業務を遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) 過去の業務実績等により、業務遂行に必要な能力を有していることを証明できること。

7. スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 企画提案募集 | 令和7年4月25日(金)から5月30日(金)17時まで |
| (2) 説明会 | 令和7年5月9日(金) ※出席は任意 |
| (3) 参加申込 | 令和7年5月21日(水)17時必着 |
| (4) 質問受付 | 令和7年5月21日(水)17時必着 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年5月30日(金)17時必着 |
| (6) プレゼンテーション | 令和7年6月11日(水)以降 (予定) ※対面実施 |
| (7) 優先交渉者決定 | 令和7年6月中旬～下旬 (予定) |
| (8) 契約締結 | 令和7年6月中旬～下旬 (予定) |

8. 説明会

次のとおり、参加申込みを予定している事業者を対象とした説明会を行います。参加を希望される事業者は、事前にお申し込みください。

なお、本説明会への参加は任意とし、審査に影響するものではありません。

- (1) 日 時 : 令和7年5月9日(金)10時～
- (2) 場 所 : 群馬県庁12階南フロア 生活こども部会議室
- (3) 申込方法 : 令和7年5月8日(木)17時までに、seikatsuka@pref.gunma.lg.jp あてメールにより御連絡ください。

9. 参加申込

本公募への参加を希望する事業者（以下、「参加申込者」という。）は、次のとおり参加申込書を提出してください。

- (1) 受付：令和7年5月21日(水)17時必着
- (2) 提出方法：参加申込書（様式1）を用いて、電子メールにより送信

宛先：seikatsuka@pref.gunma.lg.jp

件名：「【参加申込】令和7年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業企画運営業務」

※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

10. 質問受付

次のとおり、企画提案書の提出を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 受付：令和7年5月21日(水)17時必着
- (2) 提出方法：質問票（様式2）を電子メールにより送信

宛先：seikatsuka@pref.gunma.lg.jp

件名：「【質問】令和7年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業企画運営業務」

※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

- (3) 回答：令和7年5月26日(月)までに、全ての参加申込者あてメールで送付します。

※質問のあった事業者名は公開しません。

1 1. 企画提案書の提出

参加申込者は、次のとおり企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

ア. 企画提案書表紙（様式3）

イ. 企画提案書（任意様式）

次の内容を必ず記載すること

- ① イベントタイトル（親しみやすい名称）
- ② イベント実施時期
- ③ 場所（県内大型商業施設内での開催に限る）
- ④ ブース出展者案（民間事業者ブースへの出展者のみ）
- ⑤ メインステージ企画内容案（回数、各テーマ、実施方法、各出演者、司会者等）
- ⑥ 子どもと楽しめる体験ブース案・来場者還元ブース案
- ⑦ そのほかイベントコンテンツ内容
- ⑧ 「その他」等を項目として設け、作業工程やスケジュール、会場レイアウト、来場者アンケート実施・回収方法、来場者数集計方法、広報実施方法等を記載してください。
※契約事務に関連し、個人情報の収集・管理・活用の有無も記載してください（こちらはプレゼンテーション時の説明は不要です）。

ウ. 提案内容に係る見積書（任意様式）

- ・業務の実施に直接必要な経費の内訳を明確にしてください。
- ・積算項目は、大項目は企画提案書に沿ったものとし、小項目は提案内容に沿ったものとする。

エ. 事業実施体制（様式4）

オ. 事業実績（様式5）

カ. 会社案内等、応募事業者の概要が分かる資料

キ. 誓約書（様式6（群馬県暴力団排除条例第7条関係））

ク. 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

ケ. 決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

コ. 消費税に係る課税事業者または免税事業者届出書（様式7）

※キ～ケについて、最新の群馬県「物件等購入契約資格者名簿」（以下、「物件等資格者名簿」という。）登載者は、その提出を不要とします。

(2) 提出方法

電子メールにより送信

宛先：seikatsuka@pref.gunma.lg.jp

件名：「【企画提案】令和7年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業企画運営業務」として。

※なお、提出書類は合計で7MB未満とし、超える場合は複数回に分けて送信すること。

※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

- (3) 提出期限 令和7年5月30日(金)17時必着
(4) 提出先 群馬県生活こども部生活こども課男女共同参画室男女共同参画係あて

12. プレゼンテーション

審査にあたり、選定委員会において、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。なお、欠席の場合は、失格といたします。

- (1) 日時：令和7年6月11日(水)以降（予定）
(2) 場所：群馬県庁12階南フロア 生活こども部会議室（予定）

※詳細については、参加申込者あて別途通知します。

13. 審査

(1) 審査方法

群馬県が別に設置する選定委員会において、提出された書類のほか、プレゼンテーション及びヒアリングにより、最も優れた企画提案を提出した者を優先交渉者として委託契約の交渉を行います。

審査結果については、令和7年6月中旬～下旬（予定）に全ての参加申込者あて文書により通知します。なお、優先交渉者は群馬県ホームページ上でも公表します。

(2) 評価基準

企画提案については、概ね以下の評価基準に基づいて審査を行います。

ア. 事業目的の理解度

イ. 事業実施体制等に関すること

（業務遂行力、事業実績、財務状況、作業スケジュールの実現可能性等）

ウ. 企画提案内容に関すること（企画力、具体性、実現性、構成内容、オリジナリティ等）

エ. 積算に関すること（費用の妥当性）

オ. 総合評価

14. 契約

- (1) 前記13において決定された者を業務の委託契約優先交渉者とします。
(2) 提案内容は優先交渉者を選定するためのものであり、提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び契約金額は、群馬県との交渉の上、決定します。
(3) 優先交渉者との交渉が不調となった場合、次点の者と交渉する場合があります。
(4) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。
(5) 本業務の受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事前に群馬県と協議の上で書面により報告し、その内容を群馬県が承認した場合に限り、業務の一部を再委託することができます。
(6) 委託金の支払いは、原則として、事業報告書の提出を受け、委託金額の確定後に精算払いとなります。なお、必要に応じて受託者の請求により概算払も可能としますが、精算時に残

額があった場合は、その分を返還していただきます。

15. 留意事項

- (1) 本公募に係る一切の費用は、申請者の負担とします。
- (2) 参加申込者以外からの提出は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の提出や、提出書類に不備がある場合等は受け付けませんのでご注意ください。
- (3) 提出された書類の内容は、修正することができません。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 提出された書類は、審査に必要な場合、複製することがあります。
- (6) 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。
- (7) 参加申込者が提出書類等に虚偽の記載を行った場合には、当該提案を無効とし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- (8) 参加申込み後に辞退する場合には、速やかに県へ連絡するとともに、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (9) 本業務で収集した個人情報を含むデータは群馬県が保有するものとします。
- (10) 受託者（再委託した場合は、受託者及び再委託先）は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。
- (11) このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。
- (12) 本企画提案要領に定めのない事項又はこの要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとします。

16. その他

本事業は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があります。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存する必要がありますので、あらかじめ御了承ください。

<担当所属>

名 称：群馬県 生活こども部 生活こども課 男女共同参画室 男女共同参画係
宛 先：〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
電 話：027-898-2688
Eメール：seikatsuka@pref.gunma.lg.jp